

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります

(健康福祉課)

10月1日から認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する3歳～5歳のお子さんと、市町村民税非課税世帯に属する0歳～2歳のお子さんの利用料の無償化が始まります。対象施設及び対象者等は下表のとおりです。

なお、認定こども園(教育)・幼稚園・認可外保育施設等を利用している方は、事前に「施設等利用給付認定」の申請が必要となる場合もあります。

表②に該当し、預かり保育を利用する方、表③・④に該当する方は、健康福祉課にて申請書類を配布します。
※申請に必要な書類には「保育の必要性を証明する書類」が含まれます。勤務先等から証明してもらった書類のため、取得までに時間を要する場合があります。

○提出場所

健康福祉課⑥番窓口

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

	①認定こども園(保育)・保育所等	②認定こども園(教育)・新制度幼稚園等		③従来型の幼稚園等		④認可外保育施設等
		利用料	預かり保育	利用料	預かり保育	
3～5歳児クラス※2	対象	対象	対象※1 (上限11,300円/月)	対象※1 (上限25,700円/月)	対象※1 (上限11,300円/月)	対象※1 (上限37,000円/月)
市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象					対象※1 (上限42,000円/月)
施設等利用給付認定申請の要否		不要		必要(事前申請)		

※1 月64時間以上の就労等がある方のみ該当。

※2 ①・④を利用している方は、お子さんが3歳を迎えた次の4月1日より対象。

令和2年度町内認定こども園(保育部分)の入園申込の受付が始まります

(健康福祉課)

令和2年4月1日から町内の保育施設へ新規入園、または、継続入園を希望される方は、11月29日(金)までに健康福祉課へお申し込みください。

保育施設へ入園できる児童には、保護者のいずれもが次の①～⑦の基準に該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合で、かつ、同一住所の親族等が当該児童を保育できないと認められる場合があります。

○基準

- ① 昼間に居宅外で月64時間以上の労働をしている
- ② 昼間に居宅内で児童と離れて月64時間以上の労働をしている
- ③ 母親が妊娠中、または、産後間もない
- ④ けがや病気、または、心身に障害がある
- ⑤ 長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を常時介護している
- ⑥ 求職活動をしている
- ⑦ 災害の復旧にあたっている

○書類配布開始日

10月29日(火)～
健康福祉課⑥番窓口にて配布

○提出書類

- ◆支給認定(現況) 申請書兼保育施設利用申込書
- ◆勤務(内定) 証明書又は自営業等就労申立書(自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。)
- ◆両親の分と同居の祖父母(65歳未満の方)の分が必要となります。
- ◆家庭状況調査票
- ◆入所児童調査票
- ◆健診等確認票
- ◆入所申込についての確認事項
- ◆同意事項及び誓約事項
- ◆その他事由によって必要となる書類

○お申し込み期間

10月29日(火)～11月29日(金)
健康福祉課⑥番窓口にて受付(土、日、祝祭日を除く)
※11月16日(土)は、午前9時～午後5時まで休日受付を行います。

※町外の保育施設への入園を希望される場合、保育施設の所在地によって申込期が異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

※入所決定は、先着順ではありません。
※お申し込みをされても、次の場合は、入園が認められないことがあります。

- ◆定員等を超えた場合
- ◆未提出書類がある場合
- ◆保育施設へ入園する基準に該当しない場合

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

保育園名	認定こども園 五霞幼稚園・保育園	川妻認定こども園 おひさま
所在地	元栗橋1589	川妻 494-5
電話番号	☎(84)2355	☎(84)1254
定員	120名	80名
受入年齢	生後6ヵ月～小学校就学前	生後3ヵ月(首がすわってから)～小学校就学前
開園時間	午前7時30分～午後7時	午前7時～午後7時